

議案第 4 5 号

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の職員の勤務
時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に鑑み、部分休業制度及び子育て部分
休暇制度の拡充等を図りたいため

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び
第5項」に改める。

第16条の表第5条第2項、第4項及び第6項の項中「、第4項及び第6項」を
削り、同項の次に次のように加える。

第5条第4項 及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者 の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額 とする
-----------------	------	---

第22条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次
条において同じ」を加える。

第23条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「
部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の
承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以
下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時
間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範
囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。
）の承認は」に改め、同条第2項中「第17条」を「第17条の2第1項」に、「
部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部
分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第
1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間

を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第25条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第19条の2」を「第19条の3第1項」に改める。

第17条の3第1項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の子育て部分休暇の承認の請求をしようとする職員は、規則で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの範囲で当該期間における子育て部分休暇の承認の請求をするか任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき規則で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の承認の請求をすることができる。

第19条の3を第19条の4とし、第19条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号。以下「育休条例」という。）第26条第1項の措置を講ず

るに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育休条例第26条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は同

年 7 月 1 日から、附則第 4 項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例第 23 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 職員は、施行日前においても、第 2 条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第 17 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定の例により、同条第 2 項各号のいずれかの範囲内で子育て部分休暇（同条第 1 項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この項において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（新条例第 17 条第 3 項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の承認の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに承認の請求は、施行日においてそれぞれ同条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更並びに同条第 1 項の規定による承認の請求とみなす。
- 4 任命権者は、施行日前においても、新条例第 19 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。